

協議事項

第7回 木曾川文化圏市町合併協議会

使用料、手数料の取扱いについて（案）

使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。

手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	使用料、手数料の取扱い
調整の方針	<p>協議細目 使用料、手数料の取扱い</p> <p>< 共通方針 > 使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは個別の施設ごとに決定する。なお、「保育料」「水道・下水道使用料」については、当協議会において、別途、協議するものとする。 手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。</p>

参考資料

項目	目	備考																																
1. 使用料	<p>* 使用料に関係する施設等については数が多いため、住民生活との関連性が高く性格が似通ったところを例示的に抜粋してあります。</p>	<p>【各市町の使用料に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各務原市 受益者負担の原則により施設等利用者からその対価として使用料を徴収している。 ・川島町 生涯学習を特に推進しているため、町の多くの公共施設等については、無料となっている。 <p>(使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 第238条の4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>																																
	<p>住民生活との関連性が高い施設等を抜粋</p> <p>1. プール（屋外、個人利用の場合） ・各務原市民プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>高校生、60歳以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. テニスコート ・各務原市おがせテニスコート ・各務原スポーツ広場テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面2時間まで</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 夜間学校グラウンド ・各務原市各中学校夜間屋外運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面1時間まで</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに</td> <td>2,060円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 農園 ・各務原市民農園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1区画(30㎡)の年間使用料</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 会議室等 ・各務原市中央公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大会議室 全日(9時~21時)</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,210円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・各務原市西生涯学習センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議室 全日(9時~22時)</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		利用者	利用料	幼児	無料	小・中学生	300円	一般	800円	高校生、60歳以上	500円	利用時間	利用料	1面2時間まで	820円	2時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに	410円	利用時間	利用料	1面1時間まで	2,060円	1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに	2,060円	1区画(30㎡)の年間使用料	利用料	5,000円		大会議室 全日(9時~21時)	利用料	7,210円		会議室 全日(9時~22時)	利用料
利用者	利用料																																	
幼児	無料																																	
小・中学生	300円																																	
一般	800円																																	
高校生、60歳以上	500円																																	
利用時間	利用料																																	
1面2時間まで	820円																																	
2時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに	410円																																	
利用時間	利用料																																	
1面1時間まで	2,060円																																	
1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに	2,060円																																	
1区画(30㎡)の年間使用料	利用料																																	
5,000円																																		
大会議室 全日(9時~21時)	利用料																																	
7,210円																																		
会議室 全日(9時~22時)	利用料																																	
4,500円																																		
	<p>住民生活との関連性が高い施設等を抜粋</p> <p>1 町内に居住の60歳以上の者 ・川島町総合スポーツ公園町民プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>高校生、60歳以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. テニスコート ・川島中学校テニスコート（夜間照明使用料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間まで（*夜間以外は無料）</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 夜間学校グラウンド ・川島小中学校グラウンド（夜間照明使用料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間まで（*夜間以外は無料）</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 農園 ・かわしま市民農園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1区画(50㎡)の年間使用料</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 会議室等 ・川島町公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>川島町生きがいセンター</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者	利用料	幼児	100円	小・中学生	100円	一般	300円	高校生、60歳以上	300円	利用時間	利用料	1時間まで（*夜間以外は無料）	100円	1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）	100円	利用時間	利用料	1時間まで（*夜間以外は無料）	260円	1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）	260円	1区画(50㎡)の年間使用料	利用料	8,000円		川島町生きがいセンター	利用料	無料				
利用者	利用料																																	
幼児	100円																																	
小・中学生	100円																																	
一般	300円																																	
高校生、60歳以上	300円																																	
利用時間	利用料																																	
1時間まで（*夜間以外は無料）	100円																																	
1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）	100円																																	
利用時間	利用料																																	
1時間まで（*夜間以外は無料）	260円																																	
1時間を超えたときは、その超えた時間1時間ごとに（*夜間以外は無料）	260円																																	
1区画(50㎡)の年間使用料	利用料																																	
8,000円																																		
川島町生きがいセンター	利用料																																	
無料																																		

参考資料

専門部会 #

項 目	各務原市	川島町	備 考																																								
2. 手数料	<p>6. 浴場</p> <ul style="list-style-type: none"> 各務原市老人福祉センター稲田園 市内に居住の満60歳以上の者 無料 市長が適当と認めた者 200円 <p>7. 火葬炉</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡者が12歳以上の場合</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>8. 霊柩車</p> <table border="1"> <tr> <td>1回につき</td> <td>5,150円</td> </tr> <tr> <td>市域外にかかるときは、1キロメートル増すごとに</td> <td>250円</td> </tr> </table>	死亡者が12歳以上の場合	4,000円	1回につき	5,150円	市域外にかかるときは、1キロメートル増すごとに	250円	<p>6. 浴場</p> <ul style="list-style-type: none"> 川島町生きがいセンター展望浴場 町内に在住している60歳以上の者 無料 町長が適当と認めた者 100円 <p>7. 火葬炉</p> <table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><参考></p> <table border="1"> <tr> <td>一宮市斎場利用時 死亡者が10歳以上の場合</td> <td>20,000円</td> </tr> </table> <p>8. 霊柩車</p> <table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> </table>	なし	—	一宮市斎場利用時 死亡者が10歳以上の場合	20,000円	なし	—																													
死亡者が12歳以上の場合	4,000円																																										
1回につき	5,150円																																										
市域外にかかるときは、1キロメートル増すごとに	250円																																										
なし	—																																										
一宮市斎場利用時 死亡者が10歳以上の場合	20,000円																																										
なし	—																																										
	<p>住民生活との関連性が高い手数料を抜粋 (1件あたり)</p> <table border="1"> <tr><td>戸籍謄抄本交付</td><td>450円</td></tr> <tr><td>犬の登録</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>狂犬病予防注射済票交付</td><td>550円</td></tr> <tr><td>住民票写し等交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>租税その他公課証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>印鑑登録証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>印鑑登録証交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>身分証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>住所証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>死体埋火葬許可証の写し交付</td><td>300円</td></tr> </table>	戸籍謄抄本交付	450円	犬の登録	3,000円	狂犬病予防注射済票交付	550円	住民票写し等交付	300円	租税その他公課証明書交付	300円	印鑑登録証明書交付	300円	印鑑登録証交付	300円	身分証明書交付	300円	住所証明書交付	300円	死体埋火葬許可証の写し交付	300円	<p>住民生活との関連性が高い手数料を抜粋 (1件あたり)</p> <table border="1"> <tr><td>戸籍謄抄本交付</td><td>450円</td></tr> <tr><td>犬の登録</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>狂犬病予防注射済票交付</td><td>550円</td></tr> <tr><td>住民票の謄本、抄本交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>租税その他公課証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>印鑑登録証明書交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>印鑑登録証交付</td><td>300円</td></tr> <tr><td>身分、氏名、年齢証明</td><td>300円</td></tr> <tr><td>本籍、住所、居所証明</td><td>300円</td></tr> <tr><td>死体埋火葬許可証の写し交付</td><td>—</td></tr> </table>	戸籍謄抄本交付	450円	犬の登録	3,000円	狂犬病予防注射済票交付	550円	住民票の謄本、抄本交付	300円	租税その他公課証明書交付	300円	印鑑登録証明書交付	300円	印鑑登録証交付	300円	身分、氏名、年齢証明	300円	本籍、住所、居所証明	300円	死体埋火葬許可証の写し交付	—	<p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>
戸籍謄抄本交付	450円																																										
犬の登録	3,000円																																										
狂犬病予防注射済票交付	550円																																										
住民票写し等交付	300円																																										
租税その他公課証明書交付	300円																																										
印鑑登録証明書交付	300円																																										
印鑑登録証交付	300円																																										
身分証明書交付	300円																																										
住所証明書交付	300円																																										
死体埋火葬許可証の写し交付	300円																																										
戸籍謄抄本交付	450円																																										
犬の登録	3,000円																																										
狂犬病予防注射済票交付	550円																																										
住民票の謄本、抄本交付	300円																																										
租税その他公課証明書交付	300円																																										
印鑑登録証明書交付	300円																																										
印鑑登録証交付	300円																																										
身分、氏名、年齢証明	300円																																										
本籍、住所、居所証明	300円																																										
死体埋火葬許可証の写し交付	—																																										

補助金、交付金等の取扱いについて（案）

補助金、交付金等について、原則として、各務原市に統一するものとする。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目	補助金、交付金等の取扱い
調整の方針	<p>＜共通方針＞ 補助金、交付金等については、原則として、各務原市に統一するものとする。</p> <p>①補助金、交付金等については、公共性、公益性の観点から、補助の内容、費用対効果を検討して、統一、調整を図る。</p> <p>②各務原市の補助金交付に関する基本方針及び補助金審査基準に基づいて、統一、見直しの方向で調整する。</p> <p>※個々の補助金については、市町はもとより、関係団体等の理解と協力を得て、統合できるよう調整を図る。</p>		

☆ 補助金・交付金等については、行財政改革のなかで、積極的に見直し、整理合理化を図ってきたところであり、現在の各務原市行革大綱のなかでも、重要実施項目に掲げられており、この趣旨を前提に、統一、調整をしていくことを基本とする。

☆ 調整にあたっては、各務原市補助金交付規則、各個別要綱に基づき、財政課が示す各務原市補助金交付に関する基本方針（補助金交付基準）^(注1)及び補助金審査基準^(注2)に照らし合わせて、調整を図る。

(注1)

【各務原市補助金交付基準】

- ①市民の福祉の向上及び市民の利益につながることに
- ②補助金の交付により費用対効果が認められることに
- ③市民のニーズにあったものであることに
- ④時代に適した有効な補助であることに
- ⑤補助金の交付が客観的にみて公益上必要であることに
- ⑥補助金の使途が適切であることに

(注2)

【補助金審査基準】

- ①補助の必要性
- ②事業費補助を原則
- ③補助金額に客観的な補助基準（補助率等）の設定
- ④補助要綱を整備し、補助目的・根拠の明確化
- ⑤零細な補助金、同目的に対する複数の補助金は、統廃合整理
- ⑥長期間（10年以上）継続した補助金については原則廃止

参考資料

専門部会 企画財政部会

専門部会名	各務原市 補助金、交付金等名	川島町 補助金、交付金等名	備考
企画財政部会	各務原市自治会連合会活動事業 自治会集会所施設建設等事業 各務原市自治会振興交付金	川島町内会連合会運営 川島町内会事務 川島町内会集会所施設運営 川島町地域振興事業費 川島町内会広報会 川島町内会権擁護委員協議会運営費 川島町行政相談委員運営 川島町水槽設置助成金 防火水槽購入 パソコン購入 ITボランティア研修 ケーブルテレビ加入促進	○参照：平成15年度当初 予算（節「負担金補助及 び交付金」に計上されて いるものを掲載。委託料 扶助費等は除く）
総務部会	防衛協会各務原支部活動事業 職員海外自主研修援助事業 各務原市交通安全対策協議会事業	職員海外研修 職員研修 交通安全協会川島支部運営費 交通安全協会川島支部事業費 交通安全協会川島支部損害保険加入 川島町交通少年団	
税務部会	市税前納報奨金事業	県たばこ販売協同組合川島支部事業 岐阜南青色甲会川島支部事業 岐阜南法人会川島支部事業 川島町税前納報奨金事業	
住民部会		人間ドック助成金	
環境部会	合併処理浄化槽設置整備事業	電気式生ごみ処理機助成金 生ごみ堆肥化装置助成金 生ごみ有機肥料化促進助成金	
福祉部会	各務原市福祉フェスティバル補助事業 各務原市社会福祉協議会運営補助事業 各務原市地区福祉協議会活動事業 各務原市保護区活動事業 岐阜県傷痍軍人各務原支部活動事業 各務原市民生委員児童協議会活動事業 各務原市心身障害者団体連合会補助事業 単位老人クラブ活動補助事業 老人クラブ連合会補助事業 各務原市シルバー人材センター運営補助事業 社会福祉法人美谷会運営補助事業 (社)清洞会 特養カーサ・レスパイト増築事業	社会福祉法人川島町社会福祉協議会運営費 歳末たすけあい慰問事業 川島町遺族会運営費 川島町保護司会運営費 川島町更生保護婦人会運営 川島町傷痍軍人委員会運営費 川島町民生委員研修費 川島町身体障害者福祉協会運営費 川島町赤十字奉仕団運営 福祉医療費助成事業運営費 川島町身体障害者自動車運転免許取得	

参考資料

専門部会 企画財政部会

専門部会名	各務原市 補助金、交付金等名	川島町 補助金、交付金等名	備考
	<p>社会福祉法人各寿会運営補助事業 児童養護施設「誠心寮」施設整備事業 各務原市母子寡婦福祉会50周年記念事業 私立保育園対策補助事業（雄飛ヶ丘） 私立保育園対策補助事業（新生） 無認可保育園施設保育事業（各務原あおぞら共同保育所） 無認可保育園施設保育事業（くさぶえ保育所） 各務原市医師会看護学校運営事業 歯科休日在宅当番医制運営費</p>	<p>川島町 川島町身体障害者自動車改造費 川島町重度身体障害者居宅改善整備 県障害者雇用促進協会助成金 コスモス会 川島町単位老人クラブ 川島町老人クラブ連合会 シルバー人材センター設立準備 シルバー人材センター運営費 シルバー人材センター改善助成金 高齢者いきいき住宅づく活動 老人福祉法に基づく活動 川島町母子福祉会運営費 保育園運営費 川島町延長保育園事業費 川島町低年齢子育て支援センター 川島町地域子育て支援センター 川島町障害児保育対策事業費 川島町献血外来受診者助成金 川島町胎前産後ケアセンター 2次予防接種助成金 インフルエンザ予防接種助成金 手づくり絵本サークル</p>	
産業部会	<p>各務原市桜まつり事業 各務原市観光協会運営事業 大安寺川木タルを育てる会運営事業 各務原市歴史研究会 各務原市商工産業祭事業 各務原市産業祭事業 商店街活性化支援事業 地域活性化支援事業 各務原市小口融資保証事業 各務原市小口融資保証事業 市内定期バス運行補助事業 各務原市雇用対策協議会 岐阜県労働者福祉協議会 各務原市労働者福祉協議会 各務原市労働者福祉協議会 各務原市少年少女発明クラブ事業</p>	<p>川まつり運営 川まつり財産取得 一宮市民花火大会協賛金 まちづくりイベント推進事業 商工会事業 商工会事業部会事業費 商工会設備近代化奨励金交付事業 商工会特産品開発研究事業 商工会パソコング研修事業 商工会会街路灯設置事業 商工会まつり事業 商工会利子助成金交付事業 商工会基準協会川島支部事業 労働基盤協会同業会事業 川島町燃糸回業会事業 川島町国際交流協会補助金 農業振興研修</p>	

参考資料

専門部会 企画財政部会

専門部会名	各務原市 補助金、交付金等名	川島町 補助金、交付金等名	備考
	<p>各務原市 各務原町工業団地工場設置事業 VRテクノロジーパーク企業立地促進事業 各務原市テレワーク事業促進 CAD/CAM等研修補助事業 アイデアを活かす発明フォーラム塾事業 各務原国際協会事業 健康で豊かな学校給食支援事業 農業企業化資金利子補助事業 大型公共施設木造化支援事業（木造化）（清洞会） 大型公共施設木造化支援事業（木造化）（いその医院） 地域調整推進事業 園芸用廃プラスチック等適正処理推進事業 安全、安心、健康野菜等支援事業 都市緑化推進事業 ブロック塀取り壊し 拠点緑化補助金 児童遊園設置整備事業 特定優良賃貸住宅減額補助事業 特定優良賃貸住宅建設資金利子補助補助事業 特定優良賃貸住宅建設費補助事業 木造住宅耐震促進補助事業 水洗便所等改造資金融資幹旋利子補助事業</p>	<p>岐阜南農協農業祭協賛金 健康で豊かな学校給食支援事業 農業企業化資金利子補助</p>	
建設部会	<p>木造住宅耐震診断</p>		
上下水道部会	<p>水道事業会計 排水設備等改造助成金</p>		
教育部会	<p>朝鮮学園運営補助事業 中学校体育連盟補助事業 私立幼稚園補助事業 幼稚園就園奨励事業 各務原市教育姉妹都市自主研修事業 村国座保存会活動事業 郷土芸能伝承グループ育成事業（村国座） 指定文化財環境整備事業（村国座） 指定文化財保護事業（村国神社叢） 各務原市文化協会活動事業 各務原市文化団体活動補助事業 各務原市女性会講義事業 各務原市生活学校事業 各務原市PTA連合会活動補助事業</p>	<p>幼稚園運営費 幼稚園就園奨励事業 郡教職員特別研修 教員中央研修講座参加 教員海外派遣 大学院進学奨励 生徒指導対策費（小学校） 教職員研修（小学校） コンピューター学習研究（小学校） 中学校部活動大会派遣 遠足・社会見学事前調査・引率（小学校） 集団宿泊学習事前調査・引率補助金（小学校） 集団宿泊学習児童（小学校） 集団宿泊学習指導者研修（小学校）</p>	

参考資料

専門部会 企画財政部会

専門部会名	各務原市 補助金、交付金等名	川島町 補助金、交付金等名	備考
消防部会	体育協会補助事業 スポーツ少年団本部事業 体育振興会補助事業 各務原市消防協会補助事業 消防団車庫等修繕等補助事業	修学旅行事前調査(中学校) 進路指導(中学校) 教職員研修(中学校) コミュニータ学習研究(中学校) 修学旅行事前調査・引率(中学校) 班別研修事前調査・引率(中学校) 小網太鼓保存会活動 川まつり保存会活動 川島町生活学校 川島町子ども会育成協議会 川島町青少年育成川島町民会議運営 川島町スポーツ・サークル 川島町スポーツレクリエーション協会 川島町軟式野球連盟 川島町ソフトボール協会 川島町テニス協会 川島町バドミントン協会 消防団本部分団運営 消防団幹部研修 女性防火クラブ運営	
合 計	86事業	115事業	